平成２８年（フ）第３４１号
栃木県宇都宮市下川俣町142番地11　サンヴェール宇都宮208、前住所栃木県宇都宮市御幸ケ原町87番地56　市村第２コーポ205
債務者　西川　智子
1　決定年月日時　平成28年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月７日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第５５１７号
東京都豊島区目白４丁目28―11―302
債務者　森　　順子
1　決定年月日時　平成28年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９９号
沖縄県宜野湾市真栄原１丁目２番31号　真栄原アパート　Ａ―１号
債務者　翁長　清子（旧姓渡口・惠）
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第３４８号
栃木県小山市駅南町３丁目９番３号　アンビション駅南Ⅱ101号室
債務者　吉田　　毅
1　決定年月日時　平成28年８月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１１８９号
横浜市旭区さちが丘156番地　塚野アパート101
債務者　田中　もか
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２５０号
横浜市中区野毛町３丁目158番地　野毛山幸鈴ビル303号室
債務者　飯塚　泰雄
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３０４号
横浜市港南区港南３丁目２番３号　サンビレッチトミー102
債務者　高橋　裕介
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３３６号
横浜市磯子区中原４丁目４番25―209号、申立時の住所横浜市南区井土ケ谷上町32番13号テラスとどろ木101
債務者　木村　昭彦
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４４０号
横浜市鶴見区市場西中町９番34号　京極ハイツ101
債務者　下澤　美穂
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４８７号
横浜市栄区上郷町79番地３　コートピア港南Ｂ棟103
債務者　篠原　春菜（旧姓菅）
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５１８号
横浜市泉区和泉中央南５丁目10番28号
債務者　二神　通春
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５２３号
横浜市西区浅間町５丁目386番地７　ヒルクレスト西横浜102号
債務者　山本　恵理（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５３２号
横浜市南区六ツ川２丁目110番地16　メゾン六ツ川201
債務者　鈴木　達男
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月26日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１５４７号
横浜市泉区和泉町4256番地　東出荘201
債務者　星　　友見
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３３７号
栃木県鹿沼市千渡494番地
債務者　宇賀神ミサ子
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係